



下田地区消防組合条例第3号

下田地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月25日

下田地区消防組合  
管理者 下田市長

## 下田地区消防組合条例第3号

### 下田地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年下田地区消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条～第48条」を「第43条～第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条中「手続き」を「手続」に改め、第6章中同条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、政令若しくはこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。